

＜平成30年度山形県循環型産業施設整備事業費補助金に係るQ & A＞

【対象となる廃棄物等】

Q1 どのような廃棄物等をリサイクルする施設等が対象となるのか。

＜補助対象事業内容(1)について＞

本補助金は、産業廃棄物税を活用したものであることから、**産業廃棄物**の発生を抑制し、又は活用してリサイクルする（又は計画している）施設や設備を対象とし、専ら一般廃棄物を対象としてリサイクルを行う施設や設備は、補助の対象とはならない。

＜補助対象事業内容(2)について＞

一般廃棄物や産業廃棄物の発生を抑制し、又は活用してリサイクルする（又は計画している）施設や設備、若しくは間伐材等の**副次的物品**の廃棄物化を抑制し、活用する（又は計画している）施設や設備のうち、自らが行った研究・開発等により実用化された新たな利活用法等の技術が用いられ、高いリデュース（廃棄物等の発生抑制）・リサイクル（廃棄物等の再生利用）効果を備えた施設・設備を対象とする。

＜補助対象事業内容(3)について＞

小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）に基づき、**使用済小型電子機器等**の再資源化を推進する施設や設備を対象とする。

Q2 補助対象事業内容(1)について、缶詰工場から発生する食品残さ（産業廃棄物）と飲食店から出される生ごみ（一般廃棄物）の両方を受け入れ、堆肥化事業を行いたい。缶詰工場にも営業拡大中であるが、これまでの取引関係から、当面は、飲食店からの受入れのみとなる。この場合、補助対象となるか。

営業上などの理由から、当面は一般廃棄物のみの受入れであっても、その処理能力などから、産業廃棄物を受け入れることが確実に見込まれる計画がある施設であれば、補助対象とすることができる。

Q3 補助対象事業内容(1)について、レストランに生ごみ処理機を設置したい。設置を予定している生ごみ処理機は、厨房の残さ（一般廃棄物）や食べ残し（一般廃棄物）のほか、グリストラップ（産業廃棄物）の処理も可能である。こうした装置は補助の対象となるか。

産業廃棄物であるグリストラップの処理も併せて行う場合（将来的に確実に行われると見込まれる場合を含む。）には、補助対象とすることができる。

Q4 製造業で発生した不用品を廉価で買い取ってリサイクル製品を製造する場合、補助の対象となるか。（ex. 鉄くずを買い取って、再生材として加工し販売する場合）

鉄くず、古紙等は通常市場性を有しており、補助の対象とはならない。ただし、鉄くずなどの製造業で発生した不用品等が産業廃棄物となる場合は、補助対象事業内容(1)の補助の対象とする。

Q5 補助対象事業内容(1)について、県外で発生した産業廃棄物を本県に搬入し、県内でリサイクル製品を製造しようとするものも補助の対象となるか。

県外産業廃棄物のみを対象とする施設は補助の対象とはならないが、県内産業廃棄物と県外産業廃棄物を一体的に取り扱う場合は補助の対象とすることができる。また、当面は県外産業廃棄物のみを取扱いであっても、将来的に県内産業廃棄物を取り扱うことが確実に見込まれる場合も同様である。

Q6 補助対象事業内容(2)について、県外で発生した廃棄物や副次的物品を本県に搬入し、県内でリサイクル製品を製造しようとするものも補助の対象となるか。

県外の廃棄物や副次的物品のみを対象とする施設は補助の対象とはならないが、県内の廃棄物や副次的物品と県外の廃棄物や副次的物品を一体的に取り扱う場合は補助の対象とすることができる。

また、当面は県外の廃棄物や副次的物品のみを取扱いであっても、将来的に県内の廃棄物や副次的物品を取扱うことが確実に見込まれる場合も同様である。

【補助対象事業内容(2)の要件】

Q7 補助対象事業内容(2)にある『「自らが行った」3R推進に寄与する研究・開発』とは、複数の事業者等が行ったものも補助要件に該当するののか。

複数の事業者等が行った研究・開発も該当するが、うち少なくとも1者は県内の事業者等であること。
なお、研究・開発が複数の事業者等によるものである場合、本補助金の事業計画の審査を受けようとする者が、その研究・開発により考案・発明された技術が自らの権限において適法に利用できることが証明できること。

Q8 補助対象事業内容(2)にある「3R推進に寄与する研究・開発」の実施時期に制限はあるか。

①研究・開発の時期は問わないが、公的助成を受けて実施された研究・開発については、助成に係る申請書・事業計画書、交付決定通知、実績報告書、額の確定通知等、助成を受けたこと、助成の対象となった研究・開発内容、研究・開発の結果(成果・実績)、助成事業が完了したこと等が分かる資料を提出すること。
②特許若しくは実用新案権の出願・取得時期は問わないが、それらの出願・取得に係る研究・開発の内容、出願・取得の時期、出願・取得の内容等が分かる資料を提出すること。
なお、研究・開発により発明・考案された技術が既に普及している場合は、採択基準の「発生抑制等の効果の新規性・卓越性(補助対象事業内容(2)のみの基準)」の観点から、採択ならない場合がある。

Q9 補助対象事業内容(2)にある「3R推進に寄与する研究・開発」について、研究・開発の直接の目的が3R推進ではなかったが、結果として廃棄物の発生抑制やリサイクルに寄与する技術を発明・考案できた。この技術を用いた施設設備整備を行いたいが、「3R推進に寄与する研究・開発」の要件に該当するののか。

研究・開発の直接の目的が3R推進でなくても、結果として3R推進に寄与する技術が発明・考案されたものであれば要件に該当となる。

【補助の対象となる施設や設備】

Q10 焼却炉、破砕施設、圧縮梱包施設、分別施設、最終処分場は補助対象となるか。

焼却炉や最終処分場は、それだけでは廃棄物等の排出抑制や再生利用の推進には当たらないことから、補助の対象とはならない。なお、破砕施設、圧縮梱包施設、分別施設が、排出抑制やリサイクルのため設置される場合には補助対象となり得るが、補助対象事業内容(2)の場合は、研究・開発等により考案・発明された新たな利活用法等の技術が用いられ、高いリデュース(廃棄物の発生抑制)・リサイクル(廃棄物の再生利用)効果を備えた施設・設備を採択とする。
※採択基準に係るQ18及び19参照

Q11 リサイクル施設の前処理として、廃棄物の破砕を行いたいが、前処理設備は補助の対象となるか。

一連のリサイクルの流れとして、破砕後にリサイクル施設に投入・活用するための前処理施設であれば、補助の対象とすることができるが、単に、輸送の効率化を図るための破砕施設であれば補助の対象とはならない。この場合、前処理施設とリサイクル施設が同一敷地内でなくても対象とする。
なお、補助対象事業内容(2)の場合、上記と同様であるが、加えて、要件である研究・開発により発明・考案された技術が用いられていること、採択基準「発生抑制等の効果の新規性・卓越性(補助対象事業内容(2)のみの基準)」を満たすことが必要である。

Q12 補助対象事業内容(1)について、住宅解体木くず(産業廃棄物)がチップ化され、そのチップから木質ボードが製造されるといった循環サイクルの流れのなかで、次のうち、どの事業が補助対象となるか。

- ①住宅を解体する際に使用する解体重機
- ②解体木くずを解体現場からリサイクル施設へ搬入する事業における輸送用トラック
- ③解体木くずを破砕し、畜産用敷材を製造し、畜産農家へ販売する事業における破砕装置
- ④解体木くずを破砕し、燃料用チップを製造し火力発電所へ販売する事業における破砕装置
- ⑤ボード製造業におけるボード製造装置

- ①及び②については、直接、リサイクル製品の製造等の用に供する施設等ではないため補助の対象とはならない。
- ③については、畜産用敷材がリサイクル製品であり、補助対象とする。
- ④については、燃料用・工業原料用を問わず、チップ化するための施設については、補助の対象とする。
- ⑤については、木くずチップという循環資源を製品化する施設であるため、補助の対象とする。

Q13 熱供給施設、発電施設、燃料製造施設等、廃棄物等をエネルギー利用する場合、補助の対象となるのか。

焼却処分や埋立処分されている廃棄物等を活用し、エネルギーとして利用するための施設は補助の対象とする。ただし、熱供給施設や発電施設については、補助の対象とはならない単純焼却との差がわかりにくいいため、エネルギー効率等を提示する必要がある。

なお、補助対象事業内容(2)の場合、上記と同様であるが、加えて、要件である研究・開発により発明・考案された技術が用いられていること、採択基準「発生抑制等の効果の新規性・卓越性（補助対象事業内容(2)のみの基準）」を満たすことが必要である。

Q14 現在のリサイクル設備を更新したいが、こういった場合も補助の対象となるのか。

更新に伴う技術改良等により環境負荷の低減やリサイクル率の向上等が見込まれる場合には、補助の対象となる。

なお、補助対象事業内容(2)の場合、上記と同様であるが、加えて、要件である研究・開発により発明・考案された技術が用いられていること、採択基準「発生抑制等の効果の新規性・卓越性（補助対象事業内容(2)のみの基準）」を満たすことが必要である。

Q15 既にリサイクル設備を発注しているが、こういった場合も補助の対象となるのか。

補助金の申請をする前に事業着手（設備の発注、契約、着工等）している場合は、補助の対象とはならない。

Q16 補助対象事業内容(1)について、缶詰等の製造業において、食品加工設備の改良により廃棄物の排出抑制が見込まれる場合は、補助の対象となり得るか。

食品加工設備は、事業者の事業内容に照らして、そもそも必要とされる設備と判断されるため、補助の対象とはならない。ただし、産業廃棄物として発生する食品残さ等の発生抑制を図るための設備やこれらを活用したリサイクル製品の製造設備については、この限りではない。

Q17 リサイクル施設・設備整備事業のうち、補助率が1/2となる事業とはどのようなものか。

リサイクル施設・設備整備事業では、NPOや市民団体、福祉団体等が連携し、地域をあげて協働のもとに資源循環システムを構築する場合に、その立ち上げ時に施設や設備を整備する事業の補助率を1/2とする。

具体的には、次の2つの要件をともに満たすことを条件とする。

- ①資源循環システムの中にNPOや市民団体、福祉団体などが入り、当該団体等がその主要部分の一翼を担っていること。
- ②地域としての資源循環システムの取り組みであること。

【補助事業の採択・対象経費など】

Q18 採択の基準は何か。

採択に当たっては、「発生抑制等の効果」、「事業の安定性・継続性」、「事業の優位性・波及効果」、及び「発生抑制等の効果の新規性・卓越性（補助対象事業内容(2)のみの基準）」の観点を総合的に勘案し、第三者で構成する山形県循環型産業事業評価委員会で審査する。

Q19 採択の基準は具体的にどのようなものか。

- ①「発生抑制等の効果」とは、現在の廃棄物排出量に対し施設等整備より排出量が削減される割合や、リサイクル率の向上等の効果が顕著な取組みであること
- ②「事業の安定性・継続性」とは、事業者等の経営状況に問題がなく安定性があり、事業の継続や採算が見込まれる取組であること
- ③「事業の優位性・波及効果」とは、事業内容が優れており、関係業界や地域への波及効果が期待できる取組であること
- ④「発生抑制等の効果の新規性・卓越性」とは、用いられる技術の新規性（※1）、①の発生抑制等の効果や③の事業の優位性・波及効果に対する卓越性（※2）
 - ※ 1…既存・普及している施設・設備にはない廃棄物等の新たな利活用法等の新しい技術が反映されているか
 - ※ 2…既存・普及している施設・設備を超える発生抑制等の効果があるか、より高い事業の優位性・波及効果をもたらすものか 等

《補助対象事業内容(1)について》

本補助金は産業廃棄物税を活用したものであることから、県内で発生する産業廃棄物を取扱う施設や設備を想定している。このため、県外産業廃棄物や一般廃棄物を取扱う場合は、県内産業廃棄物との割合や県内産業廃棄物の取扱い開始時期等により優先度が考慮される。

また、リサイクル率やエネルギー効率の高さ、施設等の先進性や処理能力、事業規模等によっても優先度が考慮される。

《補助対象事業内容(2)について》

本補助金は産業廃棄物税を活用したものであることから、県内で発生する一般廃棄物や副次的物品を取扱う施設や設備で、新しい技術及び高い発生抑制・リサイクル効果をもち、産業廃棄物を取扱う施設・設備への技術応用も期待できる施設・設備を想定している。このため、県外の一般廃棄物や副次的物品を取扱う場合は、県内の一般廃棄物や副次的物品との割合や、県内の一般廃棄物や副次的物品の取扱い開始時期等により優先度が考慮される。

また、リサイクル率やエネルギー効率の高さ、施設等の先進性や処理能力、事業規模等によっても優先度が考慮される。

Q20 補助の対象となる経費はなにか。

リサイクルや排出抑制のためのプラントの購入、据付費用のほか、試験運転経費、機器類調整経費等を含む。

Q21 リサイクルプラントの整備に伴う土地購入費、土地賃借費、建物建設費等は補助対象になるのか。

土地購入費や土地の賃貸借費用は補助対象とはしない。建物建設費については、リサイクルプラントの設置、運転上必要な場合は、補助対象とすることがある。

Q22 募集要領第1の4対象者で、補助対象とならない①は、具体的にどのような場合か。

申請者が、次に該当する場合は、補助対象とならない。

- ・廃棄物処理法第14条第5項第2号（廃棄物処理業許可）の欠格要件に該当している
- ・山形県産業廃棄物処理法等行政処分取扱要領における行政処分等の執行中である
- ・行政手続法第2条第1項第6号の行政指導の指導中である
- ・過去法令違反等による行政処分・行政指導等を繰り返し受けている
- ・環境法令はじめ各種法令等を遵守していない
- ・廃棄物処理法はじめ各種法令上必要な許認可等を得ていない
- ・廃棄物処理法はじめ各種法令上必要な届出等を行っていない
- ・補助対象事業内容(3)の場合、小型家電リサイクル法で定める認定を受けていない、又は同法令で定める基準等に適合していることが確認できない 等。

当該補助事業は、廃棄物の発生抑制又はリサイクルの推進を趣旨としており、廃棄物を取り扱うことが前提となっているため、補助事業者は廃棄物処理等を適正に行える者でなければならない。また、補助事業の遂行にあたっては、環境法令をはじめ、各種法令が遵守されていることが求められるため、補助事業者は法令等を遵守している者でなければならない。

Q23 廃棄物処理法上の手続き中であるが、申請は可能か。

廃棄物処理法上の許可を受ける前提としての申請は認める。ただし、事業完了の予定期日までに、事業実施のために必要な許可等を受ける見込みがない場合は、補助対象とならない。

Q24 補助金額に上限、下限はあるのか。

上限は補助金ベースで2,000万円（リサイクル施設・設備整備事業）又は3,000万円（リサイクルポート立地支援施設・設備整備事業）とし、下限は設けない。

Q25 補助事業終了後の制限はあるのか。

補助事業終了後、5年間は、

- 1 関係帳票類の保存
- 2 産業廃棄物等の発生抑制やリサイクル製品の製造量等の状況報告（毎年度）

といった義務が生じる。また、

- 3 補助事業で取得した財産処分の制限

については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）で定める耐用年数が経過するまでの期間、制限が及ぶ。

なお、補助事業終了後であっても、こうした条件等に違反した場合には、既に交付した補助金の返還を求めることがある。

Q26 他の補助金の交付を受けている場合でも補助対象となるのか。

国や県等による補助制度等との併用は補助対象とならない。

Q27 補助金の交付決定を受けた場合は、すぐに補助金が交付されるのか。

本補助金は施設等の整備が完了し、県へ実績報告が提出され、県の検査により適正に事業完了したことが確認された後に精算払いされる。ただし、概算払いによらなければ事業が完了しない場合で真にやむを得ないと認められる特段の事情がある場合は、審査会等に諮り、概算払いをすることがある。